令和4年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

具体的には、足下で、Jクレジットや非化石証書などの炭素削減価値を有するクレジットに対する企業ニーズが高まっている情勢に鑑み、まずは、これらのクレジットに係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。

その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で 投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。その際、 現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競 争力への影響等を踏まえるものとする。

加えて、我が国は、自由貿易の旗手としての指導力を存分に発揮しつつ、これと温暖化対策を両立する公正な国際ルールづくりを主導する。その際、炭素国境調整措置に関する我が国としての基本的考え方を整理した上で、EU 等の議論の動向にも注視し、戦略的に対応する。

また、新たな 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、とりわけ新築住宅については、省エネ性能の向上及び太陽光発電の設置により Z E H 化を推進する必要がある。

さらに、第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

の カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスの推進

(地球温暖化対策)

カーボンプライシングについては、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組むこととしている。このため、政府において、成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定)を踏まえつつ、ポリシーミックスの中で、年内に一定の方向性の取りまとめをすべく、そのあり方について検討過程であるところ、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響、脱炭素化に向けたイノベーション支援等を含めて専門的・技術的な議論を着実に進め、その成果を踏まえたカーボンプライシングにつ

いての対応を行う。

〇 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

(住宅の脱炭素化)

○ 新たな 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEHを消費者にとって身近なものとするとともに、供給面でもZEHの普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

(自動車環境対策)

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定 財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

関係条文

_

減収 見込額 [初年度] — (—) [平年度] — (—)

[改正増減収額] — (単位:百万円)

(1) 政策目的

要望理由

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進 し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。

(2) 施策の必要性

昨今、コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点から、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱なものへと変革していく必要性が国内外で共有されているところである。我が国においては、令和2年10月に菅総理大臣から、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、本年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目標とする、新たな2030年目標を設定した。脱炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があり、税制はその有効な政策ツールである。

第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において、「エネルギー課税、車体課税といった環境 関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り 込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤 を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、 総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく」こととされており、 持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。

このため、持続可能な社会を構築する観点から、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。

とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)において、「環境関連税制等のグリーン化については、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む」こととされた。我が国及び諸外国においてカーボンプライシング(炭素の価格付け)の導入を始めとした各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。

また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「平成24年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施していく」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。

なお、カーボンプライシングに関しては、現在、世界各国で導入が広がっており、2021 年 4 月現在では、世界全体で 64 のカーボンプライシング施策が導入されている。近年では、中国や韓国、シンガポール等のアジア諸国でもカーボンプライシングの導入が進んでいる。我が国では平成 24 年度から地球温暖化対策のための税を導入している。

このカーボンプライシングについて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021(令和3年6月閣議決定)」では、「市場メカニズムを用いる経済的手法(カーボンプライシング等)は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長戦略に資するものについて、躊躇なく取り組む。クレジット取引については、企業ニーズの高まりを踏まえ、非化石証書やJクレジットに係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。国境調整措置については、我が国の基本的考えを整理した上で、戦略的に対応する。」とされている。また、「成長戦略実行計画」(令和3年6月閣議決定)においても同様とされている。

本要望に 対応する 縮減案

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進	
合理性	政策の 達成目標		脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。	
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		
		同上の期間中 の達成目標	_	
	政策目標の 達成状況		我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきた。しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。	
有効性	要望の措置の 適用見込み			
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置			
	の	算上の措置等 要求内容 び金額		
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_	
		望の措置の 当性	第5次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。	

税負担軽減措置等の 適用実績 	_
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	平成 17~令和3年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。